

身体障害者旅客運賃割引規則 新旧対照表

現行

身体障害者旅客運賃割引規則

制定 平成26年 4月 1日
改正 令和 2年 9月 1日

(前略)

(身体障害者)

第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1に掲げる障害種別に該当する者をいう。

(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局傷害保健副支部長通知）により示された様式

(1) 紙様式（例）

第一面 (7.5cm x 11.4cm): 身体障害者手帳, 都道府県(市)名

第二面: 3cm x 4cm 写真, 氏名住所, 都道府県(市)番号, 年月日交付, 第一種身体障害者, 印

第三面: 本人の欄, 住所, 転入年月日, 福祉事務所所長の印, 又は町村長の印, 注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください

第四面: 氏名, 続柄, 現住所, 保護者となつた年月日, 福祉事務所所長の印, 又は町村長の印, 保護者の欄

第五面: 身体障害者等級表による級別, 障害名

第六面: 備考

改正

身体障害者旅客運賃割引規則

制定 平成26年 4月 1日
最終改正 令和 3年 3月 13日

(前略)

(身体障害者)

第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1に掲げる障害種別に該当する者をいう。

(注1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局傷害保健副支部長通知）により示された様式

(1) 紙様式（例）

第一面 (7.5cm x 11.4cm): 身体障害者手帳, 都道府県(市)名

第二面: 3cm x 4cm 写真, 氏名住所, 都道府県(市)番号, 年月日交付, 第一種身体障害者, 印

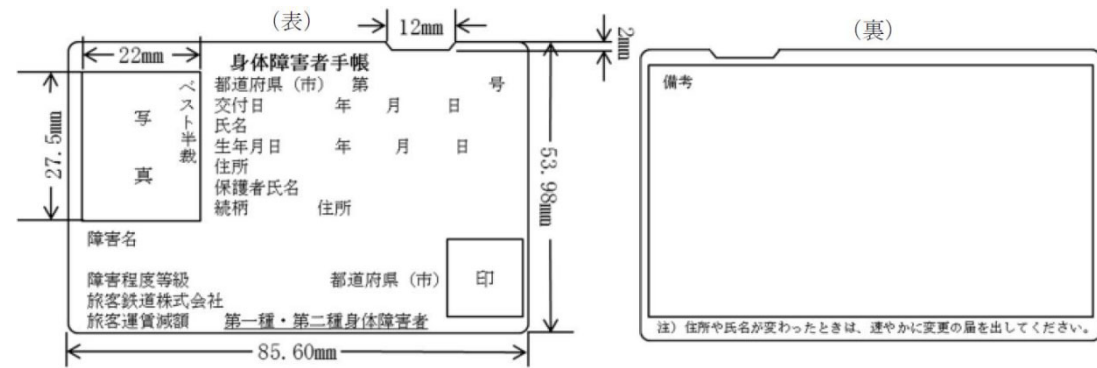
第三面: 本人の欄, 住所, 転入年月日, 福祉事務所所長の印, 又は町村長の印, 注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください

第四面: 氏名, 続柄, 現住所, 保護者となつた年月日, 福祉事務所所長の印, 又は町村長の印, 保護者の欄

第五面: 身体障害者等級表による級別, 障害名

第六面: 備考

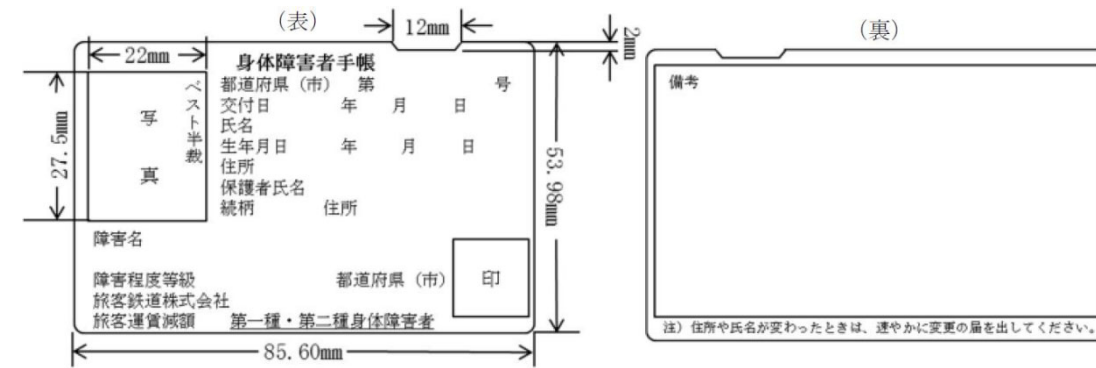
(2) カード様式



- 2 前項の身体障害者を、別表第1に定めるところにより、第1種身体障害者及び第2種身体障害者に区分する。
- 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(以下略)

(2) カード様式



- (注2)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」
(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとしてすることができる。
- 2 前項の身体障害者を、別表第1に定めるところにより、第1種身体障害者及び第2種身体障害者に区分する。
 - 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(以下略)